

規制の事前評価書（金融庁）

1. 政策の名称

保険募集人に対する規制の整備

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課保険企画室

3. 評価実施時期

平成 26 年 3 月 13 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

（1）現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

現行保険業法は、所属保険会社が保険募集人の業務の全容を把握した上で、その業務の管理・指導を行うことを前提としており、保険募集人に対しては、健全かつ適切な業務運営を確保するための措置（以下「体制整備」という。）を講じる義務の対象外となっている。

一方、募集形態の多様化により、保険募集人の中には、乗合代理店（2以上の保険会社から保険募集の委託を受けている保険募集人）を中心に数百にも及ぶ店舗で保険募集を行うものなど大規模なものが出現し、保険募集人単独で複数保険会社の商品の比較推奨販売、保険募集関連業務（コールセンター等）の一部のアウトソーシング等が行われており、このような場合には所属保険会社等が保険募集人等の業務の全容を把握し、管理・指導を行うことは困難となっている。

また、今般、新設される情報提供義務や意向把握義務は保険募集人等も適用対象とされること。

こうしたことを踏まえ、これらの義務の適切な履行を含め、保険募集人等自身にその業務を適切に行わせるため、その業務の規模・特性に応じた体制整備を義務づけることが必要である。

（2）法令の名称、関連条項とその内容

保険業法第 294 条の 3、第 303 条、第 304 条、第 305 条

（3）規制の新設又は改廃の内容

保険募集人及び保険仲立人は、その業務の規模・特性に応じた体制整備（重要事項説明、顧客情報の適正な取扱い、保険募集を委託する場合等の的確遂行等）を講

じなければならないこととする。

5. 想定される代替案

(1) 代替案

保険募集人等において、その業務の規模・特性に関わらず一律の体制整備を義務づける。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

保険募集人等において、その業務の規模・特性に応じた体制を整備するために必要な事務負担・費用負担が発生する。

② 代替案

保険募集人等において、一律の体制を整備するために、規模が大きく複雑な商品を扱う保険募集人等においては事務負担・費用負担が減少するものの、小規模な保険募集人等においては多大な事務負担・費用負担が発生する。

(2) 行政費用

① 本案

行政庁（国）において、保険募集人等の業務の規模・特性に応じた体制が整備されているか等について、確認・検証するための費用が発生する。

② 代替案

行政庁（国）において、保険募集人等の体制が整備されているか、一律に確認・検証するための費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

特段の費用は発生しない。

② 代替案

一律の体制整備を義務づけることで保険募集人等の業務の内容や特性を十分に踏まえない体制が整備されることにより、規模が大きく複雑な商品を扱う保険募集人等による保険契約者に対する重要事項説明や、顧客情報の取扱いが不適切なものとなり、保険契約者等の保護が図られないおそれがある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

保険募集人及び保険仲立人に対し体制整備義務を課すことによって、適切な保険募集が確保されることが期待される。

② 代替案

本案と同等の便益が発生するものの、規模が大きく複雑な商品を扱う保険募集人については効果は限定的となる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

（1）費用と便益の関係の分析

本案については、遵守費用及び行政費用が新たに発生するものの、制度の運用に際して、保険契約者等の保護の観点から必要最小限の費用であると考えられる。一方、適切な保険募集が確保される等多大な便益が発生すると見込まれており、便益の発生というプラスの効果は、費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられ、本案による改正は適当といえる。

（2）代替案との比較

本案は代替案と比較し遵守費用・行政費用が上回る。しかしながら、代替案において保険募集人等の業務の内容や特性を十分に踏まえない体制が整備されることにより、規模が大きく複雑な商品を扱う保険募集人等による保険契約者に対する重要事項説明や、顧客情報の取扱いが不適切なものとなり、保険契約者等の保護が図られないおそれがあるという社会的費用の発生は、看過することはできない。したがって、本案による改正は適当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書
(平成 25 年 6 月 7 日)

10. レビューを行う時期又は条件

「保険業法等の一部を改正する法律」の施行後 5 年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

11. 備考

特になし。